名古屋大学低温プラズマ科学研究センター

事務補佐員(部局)(パートタイム勤務職員)の募集について

このたび、名古屋大学低温プラズマ科学研究センターでは、以下の要領により事務補佐員(部局)(パートタイム勤務職員)を募集します。

1. 勤務場所 【雇入れ直後】名古屋大学低温プラズマ科学研究センター (名古屋市千種区不老町)

【変更の範囲】東海国立大学機構が指定する業務

2. 募集人員 事務補佐員(部局)(パートタイム勤務職員) 1名

3. 業務内容 【雇入れ直後】センター職員の秘書業務, センターの各種事業の事務, その他センターの事務。

(パソコンを用いたメール操作、書類作成,会計処理等)

【変更の範囲】東海国立大学機構が指定する業務

4. 募集対象 学 歴: 高卒以上

必要な経験等: 基本的なパソコン操作(Word,Excel)及びメール操作ができる事。

5. 雇用期間 令和7年 12 月1日(相談可)~令和8年3月31日

・ただし、更新基準に基づく評価のうえ、年度ごとに更新する可能性あり。

※業務処理、判断・対応、責任感、勤務態度、協調性、法令規程等の遵守及び法人の予算、 業務量等により判断

・更新する場合でも、最長、令和12年3月31日まで。

・最終雇用年齢は65歳に達した年度の3月31日までとする。

6. 勤務条件 勤務時間:週5日または週4日、1日6時間勤務

9時~16時、8時30分~15時30分、または10時~17時(勤務時間応相談)

※時間外労働あり(月平均2時間)

休 憩 時 間 : 12時00分~13時00分

休 日 : 土・日曜日、国民の祝日、年末年始 (12月29日~1月3日)

加入保険等: 共済組合(短期), 厚生年金, 雇用保険, 労災保険

休 暇: 年次有給休暇, その他リフレッシュ休暇等

受動喫煙措置: 原則としてキャンパス内は喫煙禁止

7. 給 与 等 時間 給: 1,320円または1,560円(英語能力等が認定された場合)

通勤手当 : 支給(要件あり)

8. 選考方法 書類選考の上, 面接を実施し, 採否を決定します。

9. 応募方法 履歴書(様式自由。氏名自署・写真貼付のこと。)、類型該当性の自己申告書(別添)を提出願います

(郵送可)。 封筒に、「事務補佐員応募書類在中」と朱書きして提出してください。

10. 応募期限 令和7年11月19日(水)必着

11. 提出先・問い合わせ先

〒464-8603 名古屋市千種区不老町

名古屋大学 低温プラズマ科学研究センター 担当:服部

TEL (052)788-6075 E-mail: hattori.masahiro.w3@f.mail.nagoya-u.ac.jp

場所 ES 総合館4階 キャンパスマップ(東山地区・建物配置図 水色 C2④番)

https://www.nagoya-u.ac.jp/extra/map/index.html

12. その他 面接のための交通費は、自己負担とします。

提出いただいた書類は、本選考のためだけに使用し、それ以外には使用しません。

13. 募集者 国立大学法人東海国立大学機構

類型該当性の自己申告書

名古屋大学に教職員として応募する方、学生として出願する方には「外国為替及び外国貿易法」に基づく「みなし輸出」における管理対象であるかどうかの自己申告をお願いさせていただいております。

ご自身の立場について別紙フローチャートを参照いただき、該当の項目にチェックを 入れて応募および出願の書類と一緒にご提出ください。

部局			
<u>氏名</u>			
□類型①に該当	□類型②に該当	□類型③に該当	□いずれにも該当しない
類型①~③に該当す	てる方は下記にその村	根拠を記載し、エビ	デンスを提出してください
該当性の根拠			
例:○○機関に雇用	 されている、○○た	いら資金提供・奨学会	☆を取得している、もしくは
予定			
()
エビデンス資料			
例:海外機関の雇用	証明書(雇用通知書・	契約書)、海外機関か	いらの資金提供通知書(個人)、
奨学金の受給通知も	しくは申請書など		
()

※類型該当性の判断について不明な場合は下記にお問合せください。 名古屋大学学術研究・産学官連携推進本部 安全保障輸出管理事務局

E-mail: anzen@aip.nagoya-u.ac.jp TEL: 052-747-6702

類型①	外国法人等(外国大学を含む。)か外国政府等と雇用契約(契約の名称を問わず、時間的・場所的に拘束されるもの)又は取締役としての委任契約を締結しているか?	No 🗆
	Yes □ 本誓約書の提出先と契約に基づく指揮命令又は善管注意義務が、あなたの外国法人等又は外国政府等との契約に基づく指揮命令又は善管注意義務に優先するとの合意があるか?	Yes □
	NO □ 本誓約書の提出先と、あたなが契約を結んでいる外国法人等はグループ企業の関係にあるか?(通常、大学等では該当しません。)	Yes □
	類型①に該当する。	類型①に該当しない。
類型②	外国政府等から、多額の金銭その他の重大な利益を得ている、又は、 得ることを約束しているか?	No 🗆
	Yes □ その利益を金銭換算した場合、年間所得のうち25%以上を占めているか?	No 🗆
	Yes 🗆	
	類型②に該当する。	類型②に該当しない。
類型③	上記の他、日本における行動に関し外国政府等の指示や依頼を受けているか	No 🗆
		類型③に該当しない。